

太子町と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部との  
包括連携に関する協定書

太子町（以下「甲」という。）と四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部（以下「乙」という。）とは、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、聖徳太子の和の精神のもと、包括的に多様な分野で連携・協力し、相互の発展・充実に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携、協力をするものとする。

- (1) 地域社会の活性化に関すること
- (2) 地域産業・観光の振興に関すること
- (3) 健康・福祉に関すること
- (4) 学術研究に関すること
- (5) 学生活動の充実、人材育成に関すること
- (6) 生涯学習の振興に関すること
- (7) 双方の職員の資質向上に関すること
- (8) 情報発信の促進に関すること
- (9) その他、両者で合意された事項

（連絡調整窓口）

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲と乙はそれぞれ連絡調整窓口を設置し、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については甲乙合意の上、決定するものとする。

（経費）

第4条 甲及び乙が連携協力を行う事業に要する経費は、原則として甲及び乙において各々応分に負担するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、令和5年3月末とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって改廃の申し入れをしないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（遵守事項）

第6条 甲及び乙は、法令や社会規範を遵守するとともに、これらに反した行為（人権の侵害など）が見られた場合には速やかに改善を申し入れるものとし、改善が図られない場合は本協定を解消するものとする。

（その他）

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携、協力に関する細目については、甲と乙で協議し、決定するものとする。

- 2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各々1通を保有する。

令和4年12月15日

（甲）大阪府南河内郡太子町山田88番地

太子町  
町長

田中 祐



（乙）大阪府羽曳野市学園前3丁目2-1

四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部  
学長

須原 祥

